

事務連絡
平成21年6月19日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長補佐（医療福祉担当）

労災保険における看護の給付の取扱いに関する留意点について

標記については、昭和62年3月12日付け基発第131号（最終改正平成18年12月21日付け基発第1221003号）により指示されているところですが、当該通達の記の第2の3の(3)「第二種特別加入保険料に充てるべき手数料」については、別添のとおり職業安定法施行規則が改正され、支払われた賃金額の「1000分の7.5」から「1000分の6.5」に改められたので、その取扱いについて遺漏のないよう留意願います。

○厚生労働省令第七十九号

職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第三十二条の三第一項第一号の規定に基づき、職業安定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

厚生労働大臣 舩添 要一

職業安定法施行規則の一部を改正する省令

職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二種特別加入保険料に充てるべき手数料の項手数料の最高額の欄中「千分の七・五」を「千分の六・五」に改める。

附 則

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。